

西新宿五丁目南側エリアの まちづくりを考える懇談会を開催します！

西新宿五丁目地区では、平成26年4月に不燃化特区に指定されたことを受け、昨年度は懇談会を2回開催し、地区の課題を整理するとともに、今後のまちづくりに向けてみなさまのご意見をお伺いしてきました。

引き続き、災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちの実現に向けて、新たな防火規制の導入やまちづくり整備計画について、みなさまと検討していきます。検討にあたっては、地区のみなさまによる組織を設立していきたいと考えています。

下記により、西新宿五丁目南側エリアのまちづくりを考える懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

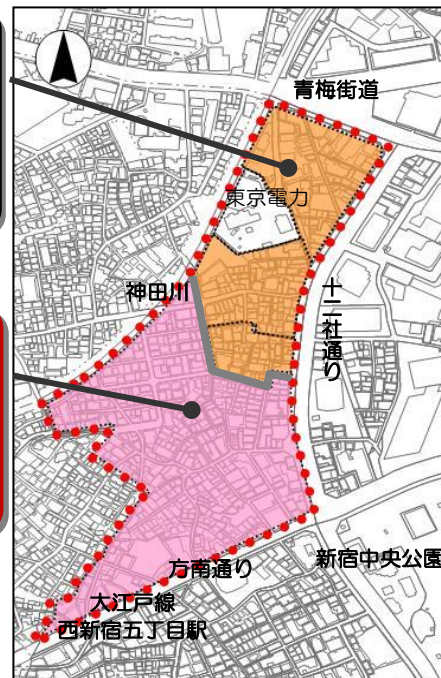
西新宿五丁目地区におけるまちづくりの進め方

◇北側エリア
地元の市街地再開発事業や防災街区整備事業の取組みを支援しているエリアです。

懇談会対象区域

◇南側エリア
地域のみなさまと意見交換をしながら、まちづくりについて一緒に考えていきます。

●不燃化特区
木造住宅密集地域の中で特に改善を図るべき地区を東京都が指定し、都と区が連携して不燃化を進めるための支援を行う地区です。



西新宿五丁目南側エリアのまちづくりを考える 懇談会開催のご案内！

南側エリアのまちづくりについて、まちづくり整備計画や新たな防火規制についてみなさまと検討するため、懇談会を開催いたします。ぜひご参加ください。

日時 12月11日(金) 18:30~

場所 淀橋会館 3階会議室

内容
・新たな防火規制について
・その他



懇談会で話し合う主要内容

・新たな防火規制について

新たな防火規制の導入により、現在、準防火地域に指定されている地域では、すべての建築物が耐火建築物または準耐火建築物とする必要があります。これは建替え時に適用されます。

区では、この制度の導入を考えており、懇談会では制度の内容をご説明いたします。

新たな防火規制のイメージ

火災による延焼を抑制し、まち全体が燃えにくくなります。

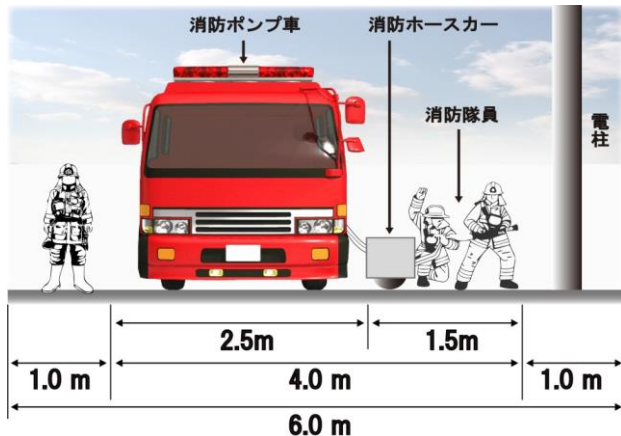


耐火建築物とは：主要構造部（壁、柱、屋根、床、階段など）を耐火構造とした建築物
準耐火建築物とは：主要構造部に耐火建築物に準ずる耐火性能があると認められた建築物

・その他

- ・具体的なまちづくり整備計画について検討していきたいと考えています。
- ・地区のみなさまで構成するまちづくり協議会（仮称）を設立したいと考えています。

消火活動と道路空間の一例



※イラストは、6mの道路空間で消防活動をした場合のイメージです。

検討するまちづくり整備項目

- ①避難経路の確保、消防車が入れる道路空間の整備
- ②不燃化建替えの促進
- ③その他地区のみなさまがまちづくりに必要と考える項目など

懇談会で話し合われた内容は、今後、地区内に土地や建物をお持ちの方などにニュースとしてお知らせします。

※地区のまちづくりについて、ご意見、ご要望などがありましたら、地域整備課までお寄せください。

お問い合わせ ● 新宿区 都市計画部 地域整備課 (添田・佐藤(隆)・矢萩)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎7階

TEL 5273-3844(直) FAX 3209-9227 E-mail chiikiseibi@city.shinjuku.lg.jp

協力 ● 淀橋町会